

菊池市ごみ分別アプリ構築業務に係る仕様要件及び技術提案依頼書

1 業務名

令和元年度～令和6年度菊池市ごみ分別アプリ構築業務

2 目的

本市における家庭ごみの分別方法や必要な情報を広く市民に分かりやすく提供するため、スマートフォン及びタブレット端末用アプリケーション（以下「アプリ」という。）を構築・導入し、市民に対してアプリによる無償での情報提供を行い、正しい分別方法の理解促進による適正なごみの排出とごみの減量につなげることを目的とする。

3 委託期間

構築期間：契約締結日の翌日から令和2年2月29日

運用開始：令和2年3月1日から

運用期間：令和2年3月1日から60ヶ月

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約の変更又は解除について、市及び受託者と協議を行うものとする。

なお、受託者の構築スケジュールと、本市の予定する構築スケジュールに差異がある場合は、双方協議により委託期間の変更等は有り得るものとする。

4 履行場所

受託者内及び市内全域

5 業務内容

以下の要件等をすべて満たすアプリを構築すること。なお、本市が求める機能を満たす場合においては、受託者が提供するパッケージソフトの導入またはその改修による提供も可とする。

（1）アプリ構築

ア 基本設計・詳細設計

本市独自のアプリとして構築・導入が可能であることを前提として、本市が求める機能を満たす基本設計・詳細設計を行うこと。

イ 構築・設定

基本設計・詳細設計に基づき、システム構築・設定作業を行うこと。

ウ 動作確認・テスト

運用開始までに段階的に動作確認・テスト（構築したアプリが仕様書に定める要件を満たしていること及び正常に動作すること）を行い、市の承認を得ること。

エ 操作研修

システム導入後に本市職員向けの操作研修を実施すること。

オ 書類等作成

上記作業の作業計画及び工程表を作成し、市の承認を得ること。また、本市仕様の運用手順書を提出すること。

(2) アプリのストアへの登録申請と配信

ア アプリは本市専用アプリケーションとして構築し、ストア（iOS 向けアプリは「App Store」、android 端末向けアプリは「Google Play」）への登録申請、配信までに関する一切の手続きを行うこと。

イ 各ストア内でアプリを検索する際、「菊池市」の言葉で検索が可能となるように対策を行うこと。

ウ 各ストアでの配信ページの QR コードを作成し、納入日までに納品すること。

(3) アプリの運用・保守等

ア 委託期間終了までの間、アプリの運用及び保守を行い、稼働状況の確認、障害発生時の対応、各 OS のバージョンアップ、仕様変更等への対応を行うこと。

イ 委託期間中は、追加費用なくハードウェア及びソフトウェアの上記保守が可能なこと。

ウ 何らかの障害が発生した場合は、速やかに障害箇所の特定、影響の調査、復旧作業を行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講ずること。

エ 本市職員からの問い合わせに対応する窓口を設置し、原則平日（月曜日～金曜日、ただし祝日と年末年始を除く）9時から17時の間に電話もしくはメールによる問い合わせが可能なこと。

オ 本アプリのダウンロード実績、その他本市が必要とする事項についての月次報告を翌月10日までに市へ電子媒体で提出すること。

6 システムの利用環境について

(1) アプリ利用環境

ア 原則として24時間365日利用可能なアプリであること。

イ 主なスマートフォン用 OS（iOS、android）に対応すること。

ウ インストール、更新、その他全て無料で配信すること。

(2) 管理者利用方法

コンテンツの管理・更新にあたっては、専用ソフトを使わず、本市職員が使用するPC端末でインターネットブラウザを通し、ID・パスワード認証にて管理画面にログインできること。また、ID・パスワードを市が必要とする数付与すること。

(3) セキュリティー

システムはセキュアなネットワーク基盤に構築するものとし、以下の仕様を満たす環境を有するものとする。

ア ネットワークセキュリティー

(ア) データ漏洩の防止策としてSSLによる暗号化を行うこと。

(イ) システムへの侵入や攻撃を防止するため、ファイアーウォールを構築すること。

イ アクセスセキュリティー

(ア) 認証機能により、システムにアクセスできる正当な利用者であることを確かめること。

(イ) アクセス制御により、本市職員がそのシステムに対し持っている権限に応じ、許された操作のみを許容する。

ウ 物理的脅威に対するセキュリティー

(ア) 信頼性の高い停電対策を施すこと。

(イ) 外部からの侵入に備え、人員、監視カメラ、侵入検知システムを用いた厳重なセキュリティー環境を整えること。

(4) バックアップ

ア 不測の事態に備え、データのバックアップを毎日取り、サーバとは別の物理的遠隔地保存すること。

イ サーバへは、保守を目的とした限られたスタッフのみアクセスすること。

7 システムの機能要件

以下の全ての機能を備えていることを基本とし、機能の追加や削除については、別途、市と協議し決定すること。なお、各機能の構築にあたっては、本市におけるごみの分別方法等（分け方・出し方等）に準じること。（本市より必要データ等を提供）

(1) アプリ

ア 市内の地域ごとのごみ収集日を表示するカレンダー機能（週別、月別）

イ ごみ分別辞典（検索機能）

ウ ごみの出し方

エ よくある質問

オ 関連業者一覧

- カ 問合せ先一覧
- キ 菊池市からのお知らせ
- ク マップ機能
- ケ 地域設定・アラート通知設定機能
- コ 外国語版対応機能（アプリ内へ本市が提供する外国語版ごみ収集カレンダー簡易版 PDF を掲載できること、又は WEB サイトによるごみ分別辞典、出し方を検索できること）

（２）更新管理機能（SaaS 型ソフトウェア）

- ア ログイン機能
- イ 統計機能（日別アクセス数、収集エリア別利用者数、機能別閲覧数の出力）
- ウ CMS 機能
 - ① 7 の（１）の各機能の編集、追加、設定、予約配信等
 - ② その他本市が必要と認めるものの編集等

8 著作権

成果物の所有権、著作権、利用権は菊池市に帰属するものとする。

受託者は、当該業務で作成する成果物に係る権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権を、当該成果物引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

委託者が従前から有していた成果物の著作権については、委託者に帰属するものとする。また、受託者が従前から有していた成果物の著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は委託者に対し、当該成果物について、委託者が対象アプリを使用するために必要な範囲内で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

9 留意事項

- （１）当該業務の実施にあたっては、本市と十分に協議し、熟知のうえ行うこと。
- （２）本業務の履行に関し、この仕様書に定めのない事項、疑義等が生じた場合は、本市及び受託者双方の協議により処理すること。